



## 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次計画）の概要

### 目的

滋賀県においてクマは存続基盤が脆弱な希少種であるとともに、滋賀県内の生息地は東日本と西日本の個体群の分布の重要な中継地点となっている。一方で、クマは人間との軋轢がある動物である。以上を踏まえて、次の目的の達成のための施策を実施する。

- ・ 地域個体群の安定的維持
- ・ 人身被害の回避および生活環境被害・農林業被害等の低減

### 概要

○ 計画期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日

○ 県内の分布状況

白山・奥美濃地域個体群と北近畿東部地域個体群に属する個体群が、湖北および湖西にそれぞれ分布している。また、少ないながらも鈴鹿山脈等においてクマの出没が確認されている。

○ 県内の生息数

#### 【湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）】

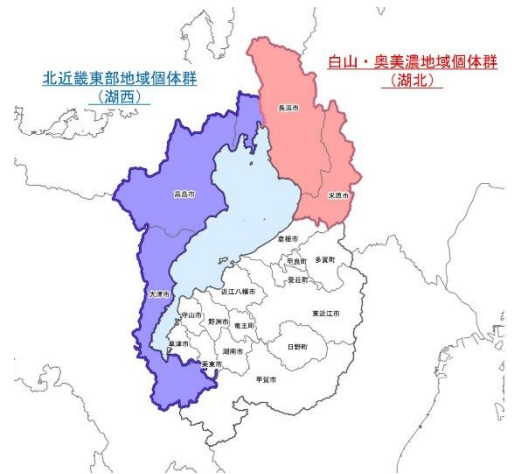
- ・ 推定生息数：164頭（90%信頼区間 63～266頭）
- ・ 第3次計画策定時と比較して顕著な増減は認められず、横ばい傾向と推定。

#### 【湖西個体群（北近畿東部地域個体群）】

- ・ 推定生息数：152頭（90%信頼区間 58～246頭）
- ・ 第3次計画策定時と比較して顕著な増減は認められず、横ばい傾向と推定。

#### 【その他の地域の個体】

- ・ 引き続き目撃情報の収集等により実態把握に努める。



○ 地域個体群ごとの生息数と県内の保護の施策

地域個体群全体について	県内の個体群について
1. 白山・奥美濃地域個体群 （石川、福井、岐阜、滋賀（※富山を除く）の合計） 推定生息数：約 <u>1,200～5,600頭</u> → <u>個体数水準4相当</u>	湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群） ① 年間総捕獲数上限： 県内推定生息数 <u>164頭（90%信頼区間 63～266頭）</u> の12%、 <u>20頭（26頭→20頭）</u> とする。 ② 狩猟：自粛を継続（捕獲した場合には報告が必要）。
2. 北近畿東部地域個体群 （福井、京都、滋賀の合計） 推定生息数：約 <u>900～1,300頭</u> → <u>個体数水準3～4相当</u>	湖西個体群（北近畿東部地域個体群） ① 年間総捕獲数上限： 県内推定生息数 <u>152頭（90%信頼区間 58～246頭）</u> の8%、 <u>12頭（8頭→12頭）</u> とする。 ② 狩猟：自粛を継続（捕獲した場合は報告が必要）。

○ 被害防除の施策

(1) 人身被害の回避・生活環境被害等の低減

- ・人の生活域においては、人の安全を最優先とする。
- ・引き続き「ツキノワグマ出没対応マニュアル」に基づき、県、市町、警察、住民等の関係者が次の①～③の段階における対応を行う。
- ・環境省の基本指針に基づき、錯誤捕獲個体については原則として放獣を行う。しかし、人の安全を最優先とし、人身被害が発生するおそれがあるときは、状況に応じて捕殺を行うことも検討する。
  - ① 予防対応（クマと人間が遭遇することがないように事前に行う対応）
  - ② 一般対応（集落内などでクマの目撃があり、当面人身被害の危険性が小さい場合の対応）
  - ③ 緊急対応（人身被害を発生させる恐れが高く緊急性のある場合にとる対応）

(2) 普及啓発

- ・クマに対する正しい知識を身につけ、適切な対応をとることができるよう、クマの生態や出没の状況について普及啓発を行う。また、被害を防止するため、市町等と連携・協力し、クマの出没が少ない地域も含め、地域住民に対してクマの生態や出没などについての情報提供を行う。

(3) 生息環境管理

- ・生物多様性が保全され、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりに引き続き努める。
- ・人間の生活域へのクマなどの侵入を防ぐ心理的障壁とするため、林縁部の整備を行うなど、隠れ場のない緩衝地帯を設けるよう引き続き努める。

(4) 林業被害対策

- ・間伐等の森林整備事業に併せテープ巻による被害防除対策を進める。

(5) 関係府県等との連携・協力

- ・白山・奥美濃地域個体群および北近畿東部地域個体群は、近隣府県に生息するものも含めると全体として生息数が増加傾向にあることから、関係府県および環境省との一層の連携・協力を図る。

○ その他保護のために必要な事項

・モニタリングの実施

県は市町等関係機関と連携の上、生息状況、被害発生状況、被害防除実施状況、捕獲状況のモニタリングを実施し、その結果を保護の方針に反映する。

・堅果類の豊凶状況調査と注意喚起の実施

県は、クマの出没予測に資するため、毎年堅果類の豊凶調査を実施し、クマの大量出没の危険性があると判断された年には、可能な限り早期にその情報を発信し、広く注意喚起を行う。

○ 計画の実施体制

・実施体制の整備

県関係機関、試験研究機関、市町、農林業者(団体)、地域住民、森林管理署、狩猟者団体等が連携するとともに、関連NPO、ボランティアからも協力を得るよう努める。